鹿屋市訓令第　10　号

鹿屋市建設工事等指名委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令　和　8　年　7　月　31　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　7　月　31　日　　決　裁

鹿屋市建設工事等指名委員会規程の一部を改正する訓令

鹿屋市建設工事等指名委員会規程（平成18年鹿屋市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第７条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

第９条を第10条とし、第８条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（電子的手段による協議）

第８条　委員長は、指名委員会に付議される事項について、その内容に鑑み、指名委員会の会議を省略し、各委員への供覧を経た上で電子的手段による協議（以下「電子付議」という。）とすることができる。この場合、電子付議とすることができる事項については、指名委員会の庶務において別に定める。

附　則

この訓令は、令和８年８月１日から施行する。